参考資料２

**前回部会における主な指摘事項と対応について**

(1) 小売電気事業者等の電力販売量・再エネ導入量等に関する新たな計画書・報告書制度の創設・運用について

|  |  |
| --- | --- |
| 主な指摘事項等 | 対応案 |
| 小売電気事業者は全国で700ぐらいある。エネルギー供給構造高度化法では、（非化石エネルギー源の利用の促進を義務付ける対象として）年間販売電力量5億kwhで裾切りをしていて、約50事業者を対象とし、98%ぐらいのカバー率である。約700者すべてを対象とするのではなく、裾切り要件等についても考えた方が良いのではないか。 | ・資料１＜方策１＞①において方向性を整理⇒地域新電力など小規模で地域に根差した取組みを把握するため現在行っている任意アンケートの調査対象を引き継ぎ、府域で電力の小売供給を行う小売電気事業者等(事業者の把握にあたってはエネルギー供給構造高度化法の区分を参考にしつつ、さらに裾野を広げる。) |
| 電気の販売先データについて、家庭と業務などに分けられないか。また、販売に占める再エネの割合を把握するためには、メニューごとの販売量が必要であることから、メニュー別の報告をもらえないか。 | ・資料１＜方策１＞①において方向性を整理⇒事業者からは部門別に把握することは難しいと聞いている。府域内のメニュー別販売電力量・排出係数であれば把握が可能。 |
| 基礎自治体においても、このような（販売電力量等）数字が欲しいと思うが、何か対応ができないか。 | ・現状において、基礎自治体では、都道府県別エネルギー消費統計の人口按分などにより、エリアの販売電力量等を把握するしかない状況であることは認識している。・事業者に確認したところ、基礎自治体毎の販売電力量等を提供することはシステム上困難であり、また、手作業で行うにしても事務負担が大きいと聞いている。・市町村域での販売電力量等について、府を介して提供できるものもあると考えられるため、事業者とも相談しながら、必要なデータを提供できるよう、運用面で検討したい。 |

(2) 温暖化防止条例に基づく特定事業者に対する届出制度の強化によるCO2削減の推進

|  |  |
| --- | --- |
| 主な指摘事項等 | 対応案 |
| コロナの影響もあるため、スタートラインをどうするかは課題。 | ・資料１＜方策２＞①において方向性を整理⇒基準年度の設定、達成状況の評価について、コロナの影響を可能な限り除外し、事業者による取組状況とその効果を反映できるような設定を検討する。 |
| 3年と区切ると、コロナ禍の異常なデータも入ってくるので、そうした取り扱いを考えておく必要がある。削減した量として扱うには慎重に議論すべきである。 |
| 大阪府は東京都と比べると、製造業が多く状況が異なる。東京都のような排出量取引制度のようなものを導入しようとすると、制度設計のためのコストも相当かかってくるうえに、グランドファザリング方式（※特定の期間における温室効果ガスの排出実績に応じて、各企業の排出枠を提供する方式）の場合、基準年度からの初期配分をどうするかが大きな課題となる。過去に取り組んで省エネ余地がなくなったところが基準年度になると、損をしてしまうことになる。特に製造業では、過去から省エネ等に取り組まれてきたことから、注意しないと、逆インセンティブとして働きかねないため、相当慎重な議論が必要。 | ・資料１＜方策２＞①～③において方向性を整理⇒基準年度の設定をはじめ、バンキング制度といった計画的な設備更新等を後押しする仕組みや顕彰制度などの組み合わせにより、事業者にとって達成可能でかつ意欲的な取組みを誘導するような方策を検討する。 |
| 大阪府だけ厳しいことをすると近隣府県に逃げていく、いわゆるカーボンリーケージが顕著に表れる可能性があり、東京都でも、データセンターが他府県に出て行っている事例もある。制度の検討にあたっては、周辺の府県と協調しておく必要がある。 | ・資料１＜方策２＞①、③において方向性を整理⇒また、近隣他府県の状況を調査した結果、京都府の削減目標の設定、兵庫県の規模要件については、特徴的な制度となっている。京都府では、産業・業務・運輸部門で、個別の削減目標を設定している。また、兵庫県では、産業部門の排出量が大きい（全体の約2/3）という地域の特徴に応じて、工場等において大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設が設置されている場合、対象としている。いずれも、大阪府の届出によるデータや地域的な特徴を考慮した場合、積極的に採用することは困難であると考える。 |
| 目標は2013年度比で40%削減していくならば、3年3%では困難とのことだが、5%にすれば達成できるのか。全体の目標達成に向けて、適切な設定が必要。 | ・資料１＜方策２＞①において方向性を整理⇒実行計画における削減目標を算定した際には、特定事業者による削減量については、年率1.5%の削減率に加え、評価制度の充実による自主的な取組促進や排出係数の低減による効果などを複合的に考慮して計算を行った。そのため、当該年率前後であれば、実行計画の削減目標に概ね整合するものと考える。今後、事業者に対するヒアリングを実施し、事業者での受け止めを確認していく。 |
| 大阪府では、スマートエネルギーセンターにおいて、産業部門への省エネアドバイスなどの取組みを実施している。こうした業務のやり取りにおいて、感覚的にどの程度の規制であれば事業者が対応していけるのか、確認してほしい。 |
| 特定事業者の達成率が思ったよりも低い。達成されなかった場合、そのあとどうなるのか。達成されていなかったところを基準として、また３％の削減をめざすことになるのか。全体の目標達成に向けて、どのように扱うのかを検討すべき。 | ・資料１＜方策２＞①、③において方向性を整理⇒現状においては、原則として計画期間の前年度が基準年度となり、前計画期間の達成・未達成の状況は影響しない。今回の見直しにあたっては、大幅に超過削減できた事業者へのインセンティブや、未達成事業者の意欲を向上する方策についても、委員の皆様から御意見をいただき検討を深めていきたいと考える。 |
| 業務部門は省エネが行き届いていなかったこともあり、省エネ目標を立てれば下がっていく可能性もあると考える。ただ、大阪府で省エネビルを建てると損をするから他府県に建てる、というようなことがないよう、府独自の工夫を検討すべき。 | ・資料１＜方策２＞①、③において方向性を整理⇒過去の特定事業者の削減状況からは、業務部門において、他部門との優位な差は見られなかった。しかしながら、排出量の大きい業務部門の削減を進めることは非常に重要であるため、業種分類別の分析などを踏まえ、地域の特徴を捉えた有効な対策が必要と考える。 |